

大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画

1 事業の名称

この事業の名称は、大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業と称する。

2 事業の目的

この事業は、5(1)に掲げる2府4県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

3 事業の種類

この事業は、環境事業団法(昭和40年法律第95号)第18条第1項第6号の規定に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うものである。

4 事業を実施する場所

大阪府大阪市此花区北港白津2丁目

5 処理並びに処理施設の設置及び管理の計画

(1) 処理の計画

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理し、これに含まれるポリ塩化ビフェニルを分解する。

(2) 処理施設の設置及び管理の計画

処理施設の設置の計画

- ア 高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにそれらと同等以上の大きさを有する形状の電気機器並びにポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む油がポリ塩化ビフェニル廃棄物となったものを処理するための施設を整備する。

処理能力：約2トン/日(ポリ塩化ビフェニル分解量)

- イ 処理方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の5第1項第2号ニからへまでの規定に基づき環境大臣が定める方法とする。

処理施設の管理の計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15

条第2項の規定に基づき大阪市長に提出する同項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に適合した管理を行う。

6 事業の着手及び完了の予定時期

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 事業の着手の予定時期 | 平成15年2月 |
| (2) 施設設置の完了の予定時期 | 平成18年3月 |
| (3) 処理の開始の予定時期 | 平成18年4月 |
| (4) 処理の完了の予定時期 | 平成27年3月 |
| (5) 事業の完了の予定時期 | 平成28年3月 |

7 事業に要する費用及びその調達

(1) 事業に要する費用

施設整備に要する費用約477億円及び当該施設の運転管理等に要する費用。

(2) 事業に要する費用の調達

事業に要する費用については、施設の設置に係る国庫補助金、政府保証借入金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により調達するものとし、借入金については、処理料金を徴収することにより生ずる収入により償還する。

8 その他事業に関する重要事項

(1) 本事業の実施にあたっては、処理の安全性を確保するとともに、積極的に情報公開を行うこととする。

(2) 処理を行うにあたっては、大阪市の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を優先して処理することとする。